

厚岸町教育委員会規則第1号

厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月27日

厚岸町教育委員会



厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則

厚岸町立小学校・中学校通学区域規則（平成5年厚岸町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成31年度から当分の間休校する厚岸町立高知中学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表に定める規定にかかわらず、当該学校の休校中は厚岸町立真龍中学校とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する